

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和元年9月9日(月) 開会 9時30分
閉会 11時02分
2. 場所 第1委員会室
3. 付議事件
- ①二宮町手数料条例の一部を改正する条例（町長提出議案第66号）
 - ②二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第67号）
 - ③二宮町森林環境譲与税基金条例の制定について（町長提出議案第62号）
 - ④二宮町印鑑条例の一部を改正する条例（町長提出議案第64号）
 - ⑤二宮町税条例等の一部を改正する条例（町長提出議案第65号）
 - ⑥所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することについての陳情（令和元年陳情第10号）
4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、根岸委員、野地議長
- 執行者側 ①②町長、副町長、消防長、消防課長、庶務班長、予防班長
③町長、副町長、政策担当部長、財務課長、財務契約班長
④⑤町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、戸籍住民班長、課税班長
⑥政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名

5. 経過

①二宮町手数料条例の一部を改正する条例（町長提出議案第66号）

<補足説明>

消防長 二宮町手数料条例の一部を改正する条例についてお手元に資料が配布されている。班長より説明させていただく。

予防班長 地方公共団体が全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定めた事務の手数料を徴収する場合、政令で定める金額の手数料を標準として条例で定めなければならない。今回の改正で、消費税の税率引き上げに伴い、見直しが図られた。手数料は非課税だが、標準額について徴収する事務に要する人件費、物件費を積み上げたものである。その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち直近の人件費、物件費の変動を加味した試算を行い、それでもなお増額の必要がある手数料について改正が図られた。資料をご覧いただきたい。二宮町手数料条例の一部を改正する条例の概要として経緯から説明する。消防本部で所管する「危険物規制事務手数料」について、平成29

年二宮町議会第3回定例会において、二宮町手数料条例、別表第2を全部改正した。全部改正について県内事務委託をしている市町村を除き、申請は各消防本部で処理している。県内消防本部のうち2消防本部について今回改正される、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の規定がないが、各消防本部では地方公共団体の手数料の標準に関する政令を抜粋した形で規定している。また今後、土地開発し申請があった場合、当消防本部の職員が法定点検を行わなければならない。検査技能、資機材に不足があり、外部の検査機関に委託するようになる。その場合、町側が発注者となるので申請者から手数料徴収し、検査後に検査料を支払うようになる。不測の事態、可能性を考慮して全部改正とした。また、30年二宮町議会第1回定例会では、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査、保安に関する事務手数料について見直しが行われ、一部改正した。今回は、前回の一部改正のうち特定屋外タンク貯蔵所の中で、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の改正である。下の表をご覧ください。区分から浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所である。貯蔵量については1万キロリットル以上5万キロリットル未満、5万キロリットル以上10万キロリットル未満、10万キロリットル以上20万キロリットル未満、それぞれ1万円の増額である。一番小さい1万キロリットルの1基の大きさは、一例だが内径29m高さ18mになり、コンビナート等の大規模な施設となり、二宮町には今のところ影響がない。タンク貯蔵所の特徴についてだが、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所は、特定屋外タンク貯蔵所のうち、タンク天板が貯蔵している危険物液面に浮いており、液面とともに上下するタンクで危険物を貯蔵する施設である。浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所は、固定式屋根で覆われているタンク内部の危険物液面に浮き蓋が浮いており、液面とともに浮き蓋が上下するタンクにおいて危険物を貯蔵する施設である。

<質疑>

大沼 こちらの危険物の貯蔵タンクは、過去に二宮町に存在していたことがあって条例が制定されているものなのか。

予防班長 現在、過去においても建設された経緯はない。

大沼 そうなると施設自体が現存しておらず、過去にもないとなると、なぜ必要なのかという気もする。消防法で定められていると認識してもよろしいのか。

予防班長 29年の二宮町議会第3回定例会において、以前に不足するものがあったって申請料を徴収することができなかった。第3回定例会において各消防本部の手数料条例の確認をし、抜粋していることを載せている。抜粋しているものに関しては地方公共団体の手数料の標準に関する政令で、これを抜粋するような形となっており、各消防本部、県内に2消防本部を除きそのような形になっている。

休憩 9時40分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 9時40分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第66号を採決する。議案第66号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)

賛成全員である。

よって議案第66号は可決と決定する。以上で議案第66号の審査を終了する。

②二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第67号)

＜補足説明＞

消防長

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてお手元の資料に基づき担当班長より説明させていただく。

庶務班長

補足資料として表面について条例改正の概要、裏面は総務省通知の抜粋で新旧対照表である。本条例改正について、上位法令の整備各通知により改正の契機となっている。条例改正の概要について3点ある。1. 欠格条項の適正化だが、第3条第1号成年被後見人又は被保佐人を削除する。この経過としては、被後見人の人権尊重、不当差別を防ぐため成年被後見人の権利に係る制限が設けられている制度についての検討と必要な見直しを行うために、平成28年施行された成年後見人制度の利用の促進に関する法律というものがある。2点目に平成28年の法律に従って、欠格条項の見直し一括整備法で、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律を令和元年6月14日に交付された。参考として地方公務員法はこれに従い、令和元年12月14日に施行される。2. 字句修正だが、第3条第2号、禁固を禁錮に修正する。理由は、法律上の使用例がないため字句修正する。3. 条文の明確化だが、第3条第3号、第6条の規定により免職を懲戒免職に変更する。理由は、四角に囲ってある第6条の通り、6条は懲戒について規定されているため、免職は、もともと懲戒免職を指すことと解釈できるが、より条文の明確化をさせるため懲戒免職と変更する。裏面をご覧ください。総務省、消防庁の通知を抜粋したものである。今回の町の条例についても、この新旧対照表と同じものとなり、今回条例改正するものである。

＜質疑＞

根岸

成年被後見人がくだと、町が個別審査をするというようなことらし

いが、これはどういうふうに行うのか。この法改正による対象は町の対象条例はこれしかなかったのか。

庶務班長

成年被後見人を個別にどう判断するのかということだが、消防団員については、非常勤特別職という地方公務員法から除外されている公務員となるので、各市町の条例で任免等するものとなる。そこがもととなることと、被後見人、被保佐人等の方たちを被後見人と言うだけで消防団員にしないわけではなく、各条例での適格を見ながら任免していくのが始まりとなっている。消防団については、消防団の方が各地域貢献される方を勧誘して団長の承認を得て消防団員となっている。現在の改正の有無に係わらず現実的には実質的な何か変化があるとか、そういったことはないとこちらでは判断させていただいている。2点目だが、対象条例だが、総務省から通知をいただいたときに、町の部局と連携を保ちながら本条例のみの改正にいたっている。

休憩 9時47分

(傍聴議員の質疑：露木議員)

再開 9時51分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第67号を採決する。議案第67号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第67号は可決と決定する。以上で議案第67号の審査を終了する。

③二宮町森林環境譲与税基金条例の制定について（町長提出議案第62号）

<補足説明>

財務課長

配布させていただいた資料に関して補足説明する。今回ご提案させていただいている条例第1条に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を掲載している。その法律に関する国が出している概要2面に法の抜粋を参考として掲載させていただいた。裏面の参考と書いてある第34条の第一項各号がこの基金条例が引用している法律の部分であるのでご理解いただけたらと思う。表面は法律そのものの概要であるので参考にしていただけたらと思う。

<質疑>

大沼

これは基金の条例ということだが、二宮で基金を受け取るとして、運用とした場合、ある程度の計画というか、この程度必要だろうというような目算というかそういうものはされているのか。

財務契約班長

森林環境譲与税は、配布された法律の概要にあるとおり、二重丸の2つ目のところである。森林環境譲与税の創設のところ、4つ目の譲与基準があり、そこに市町村総額 9 割に相当する額を私有林人工林面積 10 分の 5、林業就業者数が 10 分の 2、人口割が 10 分の 3 という割合で配分されている。森林環境税で令和 6 年から一人千円徴収されていくものが原資となっている。前倒しで国が譲与税の特別会計に令和 6 年から入る税を元に借り入れて、前倒しで令和元年から入ってくるというものなので、基本的に今回の譲与額は 118 万 3 千円となる。国が令和 6 年からかける税金を借り入れていくので、実際令和 6 年になったら、徴収した金額がそのまま配分されるわけではなくて、先に配分していたものを国は返さなければならないので、満額が支給されるのが令和 15 年という予定である。しばらく 110 万から徐々に上がってくると思うが、県の試算では令和 15 年には 400 万円程度になるのではないかとお金のかたちはそのようになっている。法律に基づいて配分させていただいた裏面の資料の 34 条のところ、1 項 2 号だが、森林整備に関する施策と 2 号で森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用等々あるが、先ほど説明させていただいたとおり、私有林人工林面積 10 分の 5、林業就業者数 10 分の 2、人口 10 分の 3 という割合があるが、二宮町の場合、人口割が 118 万 3 千円のうち 107 万 1 千円を占めている。私有林人工林面積は、1 万 2 千円が配分されているという状況から鑑みて、公益性等々考えて、木材利用を中心に使用していくことを考えている。

根岸

令和 15 年か少し先だが、一人千円のいくらぐらい町民税で取られて 400 万入ってくることについて計算とかしていないのか。県の資料を見ると、二宮町にも森林面積があるかのように書いてあるが、これはどういう意味で、管理ということも考えるのか。どれぐらいの面積があって、どういう状況とか、二宮の森林について教えてほしい。用途についてだが、木材を調達する以外に、この前陳情も出たが、子どもたちの環境教育とかでインストラクター派遣するとか、何か人材に投げられる用途というのでは検討できるのかどうか考えていたり、議論をされたか、されるのかどうか、3 点伺う。

財務契約班長

たとえば、二宮町としては、令和元年度の予算で見ると、個人住民税の均等割と同じ形になるかと思う。基本的には国税だが、まずは市町村が課税して、特別譲与税、特別会計に市町村が県を経由して振り込む。均等割の予算を見ると、実際令和 6 年からやると 1,400 万強くらいになるのかなと想定はされる。法律の目的は、資料の上に温室効果ガスの削減、森林整備に係るものとあるが、二宮町の場合はそういう森林整備そもそも何なのかと調べてみると、国土の保全、水源の涵養、地球環境の保全、地球温暖化の防止、林産物供給の多面的な機能を有している。林業の成長産業を実現していくことがとても重要であり、そのために植栽保育、間伐等の森林整備を進めていくことで、二宮町は森林面積 10.65 ヘクタールで国の全ての面積割合が 1 万 2 千円分。町内 908 ヘクタールのうち 10.65 ヘクタール分が配分されている。

場所とかを見ていくと、実際には一箇所にあるわけではなく、一色、中里、山西、二宮。林業者に森林整備で伐採、活用よりも木材利用を勧めていくというほうが公益性が高い。環境教育、人材育成という話をいただいているが、この制度が始まったばかりなので、他の市町村がどのように動いていくのはまだまだ分からない。フォーラムの開催、こういったところは各市町村の動向を踏まえながら検討。

根岸 私有林、森林があるというところで活動される団体がおられ、どうかたちがよいのかこれからも検討材料として、二宮町の森林保全に充てていただきたい。

財務課長 確認のため補足させていただきたい。どんな事業に使っているのかというと基本的には財務課というよりは、各担当課がこういった事業は、この基金を充てられるか主体的に動いていただき、法に照らし合わせて使っていく。あまり貯め込んでいくイメージではないので、一時保管として、相応しい事業があれば使っていく。森林の定義だが、二宮町内には私有林が点在しており、原木椎茸をやっているかたが統計上林業者となっているが、林業で生計を立てていらっしゃる方がいないので、雑木林とかを混同してしまうと、事業がおかしくなる。

休憩 10時01分
(傍聴議員の質疑：松崎、渡辺 各議員)
再開 10時09分

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは議案第62号を採決する。議案第62号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)

挙手全員である。
よって議案第62号は可決と決定する。以上で議案第62号の審査を終了する。

休憩 10時10分
再開 10時11分

④二宮町印鑑条例の一部を改正する条例（町長提出議案第64号）

<補足説明>

戸籍税務課長 補足説明用に国が作成した資料をご提供させていただいているが、説明の前に、先の本会議で提案理由を説明させていただいているところだが、今回は住民基本台帳法施行令が改正され、住民票の方に旧氏を希望により記載できるようになるというものである。住民票に関しては、住民基本台帳法に則っての運用となるため、町の条例は定めていない。そ

れに伴って国よりこの改正に連動して、印鑑証明にも旧氏を希望によって記載できるようにという通達が出ているので、こちらは町で印鑑条例を定めているので今回、改正をさせていただくものである。併せて、この機会に今まで証明書に記載のあった男女別を削るという改正もさせていただく内容となっている。

戸籍住民班長

お配りした資料をご覧ください。こちらは総務省のホームページから抜粋したものだが、女性活躍推進の観点から、平成31年4月17日付で、「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和元年11月5日から住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となる。

旧氏とは、その人の過去に称していた氏であって、その人に係る戸籍や除かれた戸籍に記載又は記録されているものだが、そちらが住民票や個人番号カードに記載されることになった。記載できる旧氏は、初めて記載する際には、本人の戸籍謄抄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで記載することができる。一度記載した旧氏は、婚姻等によって氏が変わった場合も、その引き続き記載がされ続けて、引っ越し等で他の市町村に転入した場合も住民票等に記載されている旧氏は引き継がれる。氏を変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り変更が可能となっている。旧氏が必要なくなった場合などには、旧氏を削除する事も可能であるが、ただし、旧氏を削除した場合には、その後、氏を変更した場合に限り、削除後に新たに生じた旧氏の再記載をすることができる。旧氏記載の請求や旧氏確認の方法だが、住民票等に記載できる旧氏は1人1つだけで、住所地の市区町村に請求する。住民票や個人番号カードに旧氏を記載するためには、記載したい旧氏が記載された戸籍謄抄本等と個人番号カードを、住所地市区町村に持参し手続きが必要となる。この改正に伴い、総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知が発出され、町もこの内容に準拠した形で、印鑑条例の一部改正を行う。この改正によって住民票に併記されている旧姓で表されている印鑑であれば、印鑑登録が可能となる。また、併せて、性的少数者への配慮を含め、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書から性別欄をなくす。

資料の裏面に印鑑登録証明書の新旧を付けさせていただいたが、丸で囲ってある所が変わる。新しい印鑑登録証明書には旧氏が記載され、性別欄をなくすこととなる。

<質疑>

根岸

過去、例えば働くのに必要だということでも、旧姓を使用したいという相談が二宮町ではあったのかどうか。もう1つは、これによって予算に係るシステム変更とかはないのか。それからもう1点。確かにこういう風になったという確認は手数料を払ってやらなければいけないのか、その場で変わったことの確認はどうやってできるのかという3つを教えてください。

戸籍住民班長

戸籍住民班の方に旧氏を登録したいとかという話は、今まで私がやっていた中ではなかった。もしかすると総務課とかには話はあるかもしれ

ないが、私の方では把握をしていない。システムの改修等については特にかかる予定はなく、今入っている TKC というシステムの保守範囲内でやっていただける。旧氏を登録したかの確認方法だが、できたかどうかという印鑑証明だったり、住民票を本人に見せて確認してもらう方法はまだ検討中だが、旧氏を登録した場合はマイナンバーカードにも必ず旧姓を登録する必要がある、そこに記載がされるので、確認できるかなと思う。

羽根 2点ほどお願いします。この旧氏を記載したいという手続きに関しては、特に費用が掛からないのかということ。あと、町民の方へのご案内はどのようにしていくのか。こういう制度が変わったというような。

戸籍住民班長 登録に費用は掛からず、その方が過去の戸籍謄抄本であったり、使いたい旧氏が載っている戸籍謄本を添付して持ってきていただくという形で、費用は特に掛からない。周知の方法は、広報やホームページ等で周知をしていきたいと思う。

議長 根本的なことかもしれない。今回は印鑑条例の一部を改正ということと新旧対象が出ているが、あくまで印鑑登録証明書を記載する町民の方々向けのものだと思う。2つ気になる。氏名の欄があまりにも小さくて書けないのが1つと、旧氏に丸が付いているが、これを見ると必ず書かなければいけないものと錯覚をするものだと思うが、その旨のコメントが付いていないが、それに対してどのように対応するのか。カウンターにいらっしゃる前に書かれると思うが、その対応をどうされるのか。もう1つが、住民票を申請する時に例えば性別欄や旧氏を入れる、入れないとかというものが、今回の条例とは違うが、住民票を申請する時の書類はどのように変更されるのか気になる。

戸籍住民班長 この新旧対照表の氏名の欄が小さくなっているということだが、このままではなく、記載されるのがこういったことで、サイズは変わってくる。これだと旧氏を必ず書かなければならないものになっているということだが、旧氏は希望した方が登録できるというものであるため、必ず載せなければいけないというものではない。住民票に旧氏を登録した方は、必ず印鑑証明にも旧氏の欄が載ってくる。

議長 質問が悪かったかもしれない。私が役場に行って、印鑑登録証明書が必要だという時には、まず記載台に行く。これを見た時に旧氏と書いてあるので、私は旧氏を書かなければならないと何もコメントがないため判断をする。その対応はしないのか。何かコメントを書いたり、希望者のみと書いたり、そういう対応はしないのか。

戸籍住民班長 申請の段階ではこの旧氏というところは特に申請書にはない。

戸籍税務課長 今お示ししているのは、でき上がった証明書である。申請書には希望欄等を設けるので分かると思う。また、申請段階で周知はさせていただく。

休憩 10時26分

(傍聴議員の質疑：露木、渡辺 各議員)

再開 10時35分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第64号を採決する。議案第64号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第64号は可決と決定する。以上で議案第64号の審査を終了する。

休憩 10時35分

再開 10時36分

⑤二宮町税条例等の一部を改正する条例（町長提出議案第65号）

＜補足説明＞

戸籍税務課長

こちらにも補足説明用に国が作成した資料を用意させていただいているところだが、説明前に提案理由のおさらいになるが話をさせていただく。今回の議案は2本立てのような中身になっている。地方税法が改正され、その条項が廃止されたことにより、町の条例において地方税法の条文を引っ張ってきている部分の引用条項がずれてしまったのである。これを正しい状況に合わせ直す作業のための改正であり、中身については何も変わっていないで補足の資料もないという形になっているのでご了承願いたい。もう1つの2条の方だが、こちらの方が先の3月議会で議決いただいた改正内容で、中身は軽自動車税が加わり、環境性能割ができるという改正である。こちらは10月1日からの施行なので、本条の税条例には溶け込んでないような状態となっており、これについて地方税法の改正があり、軽自動車税の環境性能割の消費税率引き上げに伴う特例を盛り込むよう改正があったため、その特例を盛り込んでもう1回その部分を出し直しさせていただくかたちとなっている。

課税班長

本日お配りした資料を基にご説明させていただく。今回の改正については、この用紙のタイトルにあるように、需要の平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減に伴う改正となっている。内容については消費税率引き上げに伴う対応として、今年の10月1日から来年の9月30日までに軽自動車を取得した場合に、環境性能割の税率を1%軽減するという改正になっている。真ん中中段の右側にある軽自動車の欄を見ていただければと思うが、税率が1%のものが臨時的軽減で非課税、2%のものが1%になるという改正になっている。内容としては簡単だが以上である。

<質疑>

大沼 こういう税制が変更されることで、町の方へ問い合わせがあるのか。

課税班長 軽自動車税に関しては全国的に同一的なものになっているので、個別に町へ問い合わせというのはほとんどない状態である。

大沼 万一、税制とかに関しても問い合わせ等があるようだったら、お金のことなので、しっかりとした説明をしていただきたい。他のことでも窓口の問い合わせで明確な回答を得られないという声も聞いているので、このように変更となった場合には特に準備をしておいていただきたい。

休憩 10時41分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 10時41分

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは議案第65号を採決する。議案第65号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)

挙手全員である。
よって議案第65号は可決と決定する。以上で議案第65号の審査を終了する。

休憩 10時41分
再開 10時50分

⑥所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することについての陳情 (令和元年陳情第10号)

委員長 本陳情については、平塚民商婦人部部長高瀬初江様より提出されているが、本日の趣旨説明はない。それでは執行者側へ委員から参考質疑に入る。

<執行者側への参考質疑>

根岸 陳情趣旨には男女共同参画基本計画と国連女性差別撤廃委員会、日本弁護士連合会という例があげられているが、その後の動きについてご存知のことがあるか。

課税班長 町として把握していることは特にはない。

羽根 おそらくないと思うが、町にこの白や青の相談をしてくる町民の方はいるのか。

課税班長 確定申告の受付をラディアンでやっているため、そういうお話はあるが、詳しい事は税務署に聞いてくださいと対応している。ラディアンでは受付はやっていないので、全部税務署に出していただくようになっている。

休憩 10時52分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 10時54分

<意見交換>

根岸 事業主とかやったことないので分からないが、議員の中には個人事業主の方もおられて、白色があるということは、それなりに何か守られていることがあるということか。今までも青色に移ればいいのではというお話もあり、その考えもそうだなと思うが、白色をやっている方は白色でなければなかなかできないという実態があるのかご存知であれば教えていただきたい。

坂本 うちの経理先生に相談してきたのでそれを読むと、陳情によると白色申告にも記帳が義務化されており、商売に応じた記帳が行われていると書かれている。ならば青色申告して、税務署へ届け出により給料を経費にすれば済むことで、その程度の手間をかけることは不利益を受けているとは言えない。所得税では、ほとんどどこかで線引きがされており、例えば合計所得金額が900万円以下の人は、一般的に配偶者控除が認められており、900万1円の人は配偶者控除が認められない。だからといって900万1円の人は不利益を受けていることにはならない。もし、配偶者控除を受けたければ所得を900万にすれば良いだけのことである。皆が青色にすれば良いのではないかということである。インターネットで探したりすると、議論しているのは分かるが、ずる賢いことを防ぐというのものもあるらしい。白にして逃げてしまおうというのものもあるらしい。そういうことが想定されるというようなことを、有名な学者なんかも議論の1つにはなっている。

杉崎 私は白色申告について分からないが、なぜ白が多いのは分かっているか。申告書の1番上に青色申告は青の申告書にハンコを押して税務署に届ける。それが一般的に色んな経費が認められる。私は白色申告を見たことはないが、税務署に提出する1番上の用紙が白だからである。この頃、インターネットで皆申告をするから青がなくなった。それが青色と色の違いである。今坂本委員の言った通りで、同じように書いてあったって記帳を白でもやっているというならば、青色申告にすればいい。税務署で取り消される場合があるのは本当か。よっぽどでない限り取り消しはされないと思う。陳情者がいないとこれは分からない。聞きたかったが、今坂本委員が読まれたことが全てだと私は思う。

<討論>

羽根

私は陳情に反対の立場で討論させていただく。先ほどの意見交換にもあった通り、青色の申告という選択肢があるわけなので、そこの選択を取っていただくことと、後半で女性が家族従業者として役割や女性の経済的自立を妨げるということだが、確かに女性が配偶者や家族として働いていることがあるかもしれないが、今は女性の社会進出も進んでおり、個人事業主も女性という場合もたくさん出てきていると思うので、ここに限定された後半のところもちょっと違和感を感じているため、採択をしない方向で反対をさせていただく。

根岸

私は賛成である。前回も賛成しているのは、国の青とか白があるから青にすればいいじゃないかという話になるが、国でも今整備を進めるのを後押しする意味で賛成をしている。実情に合わせて56条が残るというのが把握できない。今回、陳情者がいらっしやらない中で、なかなか確認取りきれないところもあるので、廃止する方向で今の申告制度について、ちゃんと国の議論を進めていただきたいという意味で賛成をする。

<採決>

委員長

それでは陳情第10号を採決する。陳情第10号を「不採択」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成 善波・羽根・杉崎・坂本・大沼 各委員

反対 根岸委員

挙手多数と認める。よって陳情第10号は不採択と決定した。以上で陳情第10号の審査を終了する。

閉会 11時02分